

稲瀬小学校いじめ防止基本方針

I. いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

昨今の教育問題として、特に基本的な人権を踏み躪るような「いじめ」が教育現場で顕著化し、子どもの生命をも脅かす深刻な事態にまで至っている。また、最近では、インターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係諸機関等の協力を得ながら、社会総がかりで、対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対許さないという意識と態度を育てることも大切である。こうした中で、学校教育目標の実現に向け、教師も児童も日々尽力しているところである。いじめの問題は、こうした理想の実現に燃える教育の在り方そのものを混乱に貶める程の状況をもたらすものでもある。このような状況に決して陥らないためにも、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んで行く。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法 第2条＞

法律上のいじめの概念により、いじめを認知する。

3. いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II. いじめ未然防止のための取組

1. 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障する「居場所づくり」と、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人能力関係（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施する。
- (6) いじめの防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、年2回の「いじめ防止に関する指導を含む全校朝会」を実施する。

・指導部として、7月・12月の2回 *必要に応じて、校長講話で

- (7) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

・指導部の指導にあわせ、「思いやりのある言葉づかいをしよう」など、児童会で取り組む。

- (8) 年度初めに全職員でいじめの定義を再確認し、いじめ認知についての再確認をして共通理解を図る。

2. 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等とおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3. いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」（校内生徒指導委員会を兼ねる）を設置する。

- (1) 構成員
校長以下全員（事務・用務員を除く）
- (2) 取組内容
- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画・人権教育計画）・・・年度末反省をもとに担当者が作成
 - ② いじめに関わる研修会の企画立案
 - ③ 未然防止、早期発見の取組
 - ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級状況報告等）
 - ⑤ いじめ防止に関わる児童の主体的活動の推進
- (3) 開催時期
月1回（日時は月ごとに決定）を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4. 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による「言葉遣い運動」や「あいさつ運動」等の取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組（全校なかよしタイム等）
- (3) いじめの問題に関わる内容も含む代表委員会の実施
- (4) 児童会による「いじめ0（ゼロ）」宣言、「思いやりのある言葉づかいをしよう」の取組

5. 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校報に掲載などする広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について話し合いを行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信などを通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動の授業を公開する。
- (5) 保護者いじめアンケートの協力を依頼する。

6. 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会（年2回 5月・10月）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断
- (3) 学校いじめ防止基本方針の点検見直し

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1. いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や日常の会話等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、諸活動、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配る。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) PTAや地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2. いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年9回
(5・6・7・9・10・11・12・2・3月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回(6月・11月)
- (3) 教育相談を通じた児童や保護者の聞き取り調査 生徒指導教育相談計画に基づき実施(アンケート実施の翌週)
- (4) 職員会議の際、児童の情報の共有

3. 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることで、場合によってはエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応については、細心の注意を払うこととする。

○日常のいじめ相談(児童、保護者)	…全教職員が対応
○スクールカウンセラーの活用	…生徒指導主事、養護教諭
○地域からのいじめ相談、情報窓口	…副校長
○インターネットを通じて行われるいじめ相談	…学校または、所轄警察署
*市設置相談窓口	…35-2111(学びと心の相談室2464)
*24時間いじめ相談電話(県教委)	…019-623-7830(24時間対応)

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1. いじめに対する措置の基本的な考え方(全件組織的対応をする)

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度であたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関、専門機関と連携し、対応にあたる。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見した時は、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりした時は、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解の下、役割分担をして問題の解決にあたる。

- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇か警察への通報か適切に判断する。
- (4) いじめられている児童と保護者の立場に立って、関係者から情報収集を綿密に行い、事実を確認する。
- (5) いじめの事案が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められる時は、保護者と連携をとりながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 教育上必要であると認める時は、学校教育法施行規則第26条の規程に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3. いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4. いじめの認知について

- (1) 心理的又は物理的な影響を与える行為があり、心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」として積極的に認知する。

5. 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

6. ネットいじめ

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) 情報モラル教室を開き、正しい利用方法を指導する。

7. 再発防止のための手立て

- (1) 3か月間、いじめ認知事案の経過を観察し、いじめが解消できるように努める。
- (2) 3か月後の被害児童の様子や、保護者との確認でいじめが解消しているかを判断する。

V 重大事態への対処

1. 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めたとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

2. 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（市教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという、児童生徒や保護者から申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3. 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援の下、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。（関係者の個人情報に配慮する）
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止に関わる取組に関すること
- いじめの早期発見に関わる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。特に、放課後児童クラブと、連携を強めるために、必要な場合は放課後児童クラブに声を掛け、いじめの早期発見・未然防止に努めたい。